

学校法人四国高松学園旅費規程

昭和46年4月1日制定

(準 拠)

第1条 この規程は、学校法人四国高松学園就業規則第23条の規定に基づき、旅費に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 この規程は、職員が国内出張を命ぜられた場合の旅費に関する事項を定める。

2 職員の国外出張に関する旅費については、理事会に諮り、理事長が決定する。

(提出書類)

第3条 職員が出張を命ぜられたときは、旅行命令伺(様式1)及び必要書類を、理事長に提出しなければならない。

2 出張者は、帰任後速やかに復命書(様式2)により、報告するものとする。

(出張命令)

第4条 出張命令は、予算上旅費の支出が可能である場合に限り発するものとする。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第6条 旅費の計算は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(旅費の支給基準)

第7条 旅費の支給基準は、次のとおりとする。

鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

急行料金等は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

三 座席指定料金は、特別急行列車及び普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

2 船賃は、水路旅行について路程に応じて旅客運賃を支給する。

3 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃を支給する。

4 車賃は、陸路旅行について実費額を支給する。

5 日当は、旅行中の日数に応じた別表Ⅰの定額による。

6 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表Ⅰの定額による。

(在勤地内旅費)

第8条 本学園より、直線距離で8キロメートル未満の旅行の場合、運賃の実費のみを支給する。

(旅費の調整)

第9条 旅行の目的、期間、予算の状況、その他を考慮して旅費を調整支給することができる。

(旅費の概算前払い)

第10条 旅費は出張の予定日数に応じ、概算前払いをすることができる。

2 前項の場合は、帰任後7日以内に精算しなければならない。

(特別事項)

第11条 この規程の定めた以外の出張又は特別の事由ある場合はその都度別に定める。

附 則

この規程は昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 I

国内出張の日当及び宿泊料

区 分	日 当	宿 泊 料	
		甲 地 方	乙 地 方
指定職にある者 教育職員（教授、准教授で4級57号俸以上の者） 部長以上の職務にある者	2,500円	13,000円	11,500円
教育職員で上欄以外の者 課長以下の職務にある者	2,000円	10,500円	9,500円

備考 1 甲地とは、東京23区、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市とし、乙地とは甲地以外とする。

2 旅行中の車中の宿泊は乙地とする。

外国旅行の日当及び宿泊料

区分	職名	指定都市		甲		乙		丙	
		日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
5級以上の 職務にある者	指定職 及び教授	7,000円	22,000円	6,000円	18,500円	4,800円	15,000円	4,300円	13,300円
4級の 職務にある者	准教授	6,000円	19,000円	5,000円	16,000円	4,000円	12,500円	3,500円	11,500円
3級以下の 職務にある者	講師	5,000円	16,000円	4,000円	13,000円	3,500円	10,500円	3,000円	9,500円

備考 1 指定都市、甲地、乙地及び丙地の区分は別表Ⅱのとおり

2 1日の旅行において日当について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の額を支給する。

3 航空機、船舶又は列車による移動において機中等での宿泊を伴う場合は、別に定めのある場合を除き、宿泊料は支給しない。

別表Ⅱ

【※外国旅行に係る地域区分】

[指定都市]	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域
[甲地方]	北米地域・欧州地域・中近東地域のうち、指定都市以外の地域でアゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域
[丙地方]	アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、アフリカ地域、南極地域のうち、指定都市の地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域
[乙地方]	指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域とする。（本邦を除く。）

※外国旅行内地域区分 旅費法詳解附録：地図による「外国旅行に係る地域区分」参照

【外国旅行に係る地域の定義】

北米地域	北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
欧州地域	ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
中近東地域	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
アジア地域	（本邦を除く。）アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ
中南米地域	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
大洋州地域	オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）
アフリカ地域	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島およびセイシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島およびカナリア諸島を除く。）
南極地域	南極大陸及び周辺の島しょ